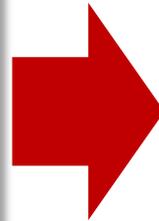


本件訴訟

● Pony社

收容された食材を電子レンジで加熱可能な保存容器に用いられる蓋体に関する発明(本件発明)に係る特許の特許権者

- 特許番号第20241024号
- 出願日 2008年12月1日
- 登録日 2009年12月14日



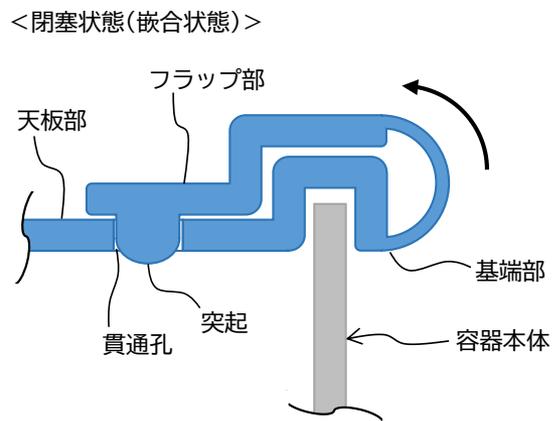
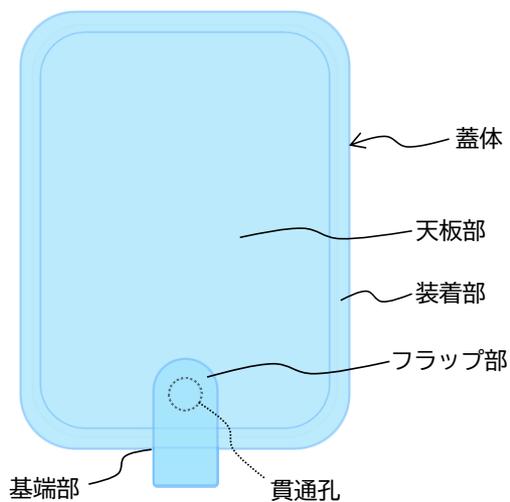
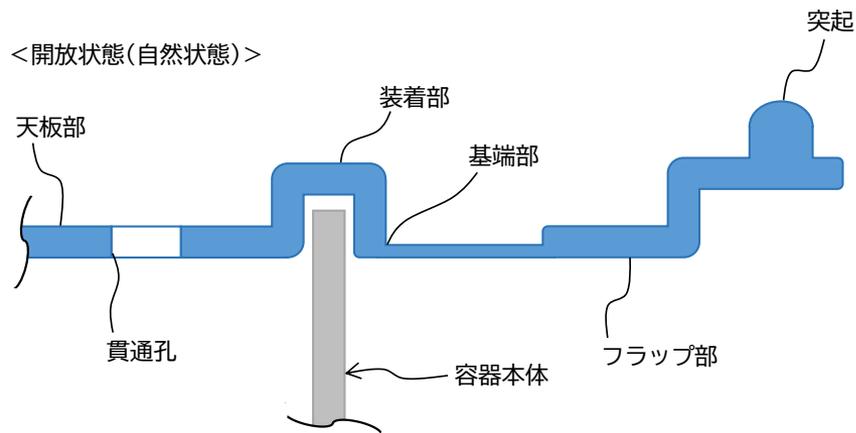
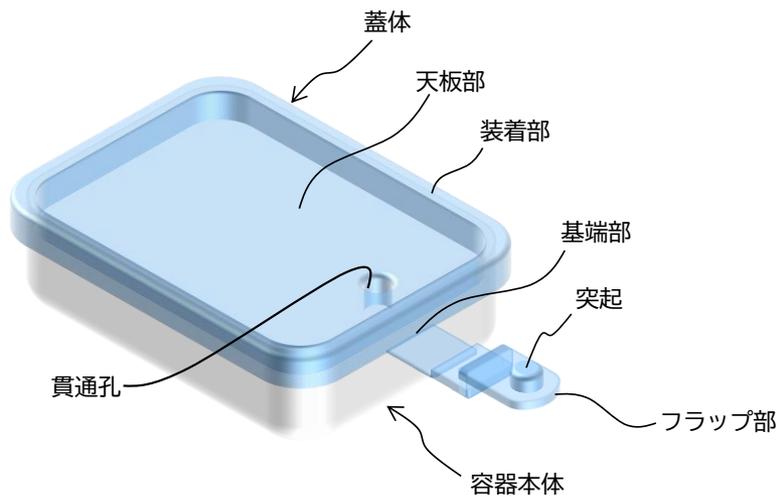
● Donkey社

2024年1月15日から蓋体(被告製品)の製造、販売

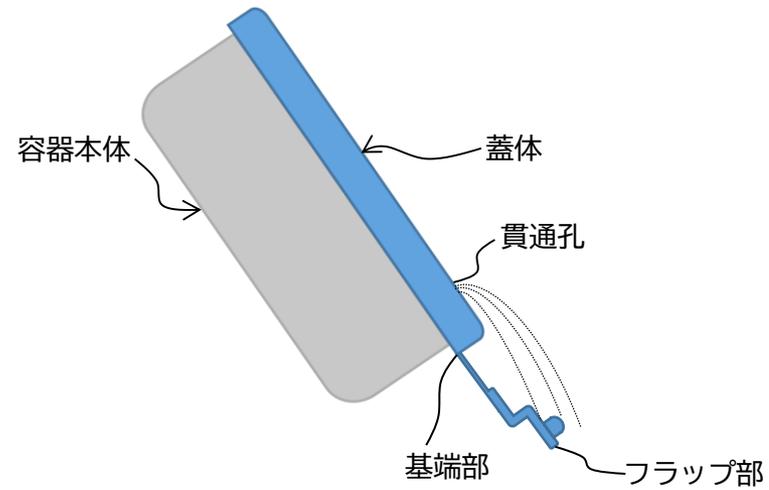
Pony社は、Donkey社に対し、2024年4月1日、特許権侵害訴訟を提起

- 被告製品の製造及び販売の差止め
- 損害の賠償

従来技術



従来技術



従来技術の課題・本件発明の目的

課題：

- 保存容器内に溜まった余分な水分だけを取り除きたい場合がある。
- 従来技術の保存容器では、貫通孔から水分を排出させるために傾けると、フラップ部が貫通孔の下方に位置するため、貫通孔から排出された水分がフラップ部に当たって飛び散ってしまう。

目的：

- 貫通孔から排出した水分がフラップ部に当たらないようにすることのできる蓋体を提供する。

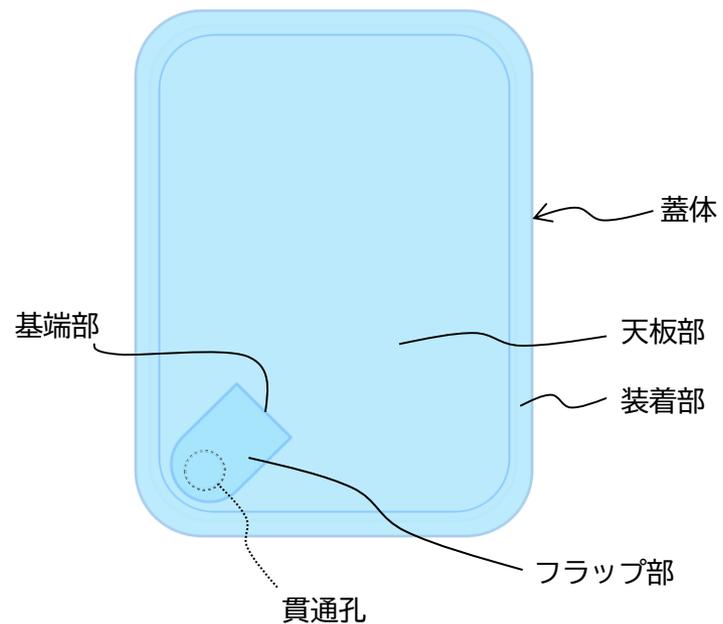
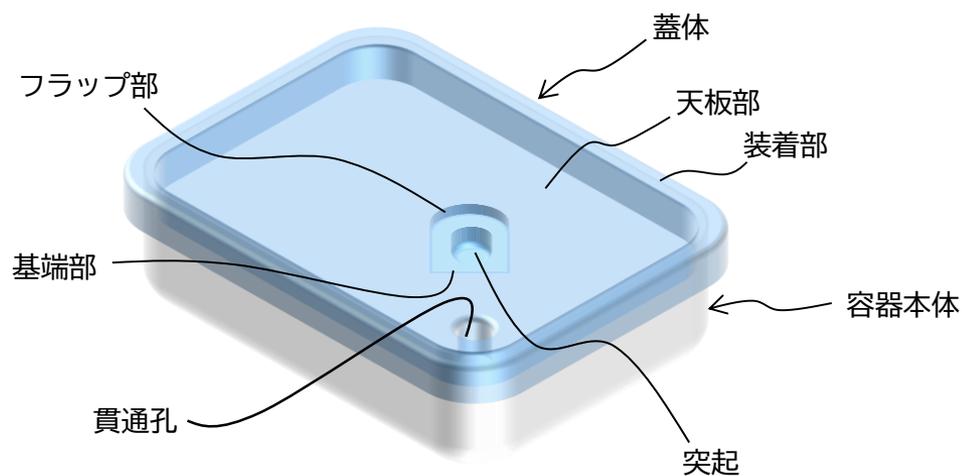
特許請求の範囲

- A** 収容された食材を電子レンジで加熱可能な保存容器に用いられる蓋体であって、
- B** 収容空間を形成する容器本体の開口を覆う部分であって、貫通孔が形成された天板部と、
- C** 前記天板部の外周に設けられた部分であって、前記容器本体における前記開口を形成する上縁部に装着可能に構成された装着部と、
- D** 前記天板部に対して回動するように弾性変形可能に設けられた部分であって、前記貫通孔を閉塞可能な突起を有するフラップ部と、を備え、

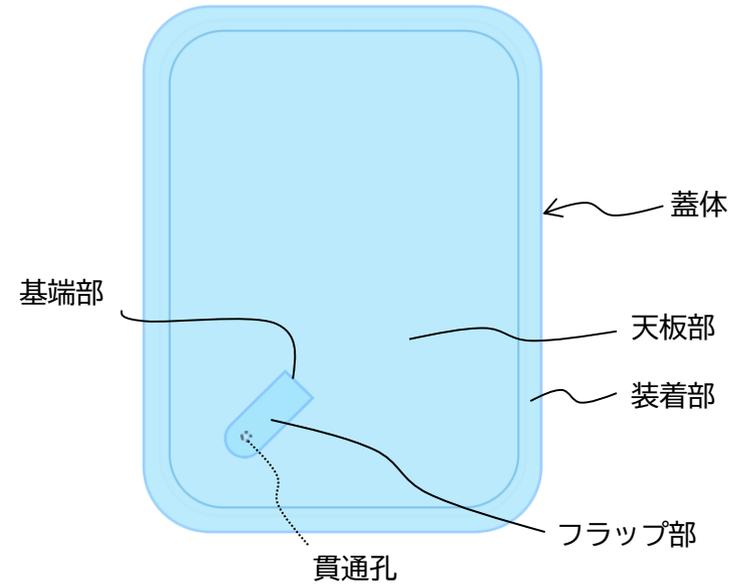
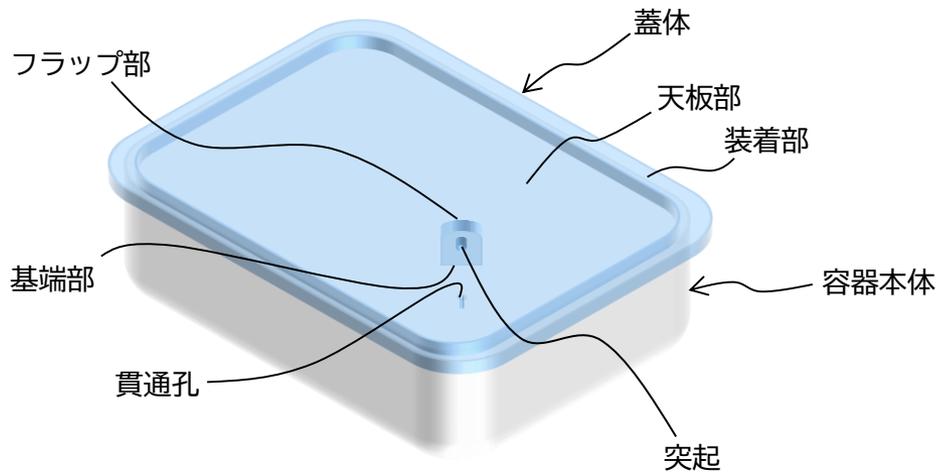
特許請求の範囲

- E** 前記フラップ部は、自然状態では前記突起が前記貫通孔から離間し、前記貫通孔の閉塞状態が前記突起によって維持されるように構成され、
- F** 前記貫通孔は、前記蓋体の平面視において前記フラップ部の基端部よりも外側に形成されている、
- G** 蓋体。

特許請求の範囲



被告製品



Donkey（被告）の主張

- 1 被告製品は本件発明の技術的範囲に属しない
- 2 本件特許には進歩性欠如の無効理由がある

※特許法104条の3第1項...特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当該特許が特許無効審判により又は当該特許権の存続期間の延長登録が延長登録無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、特許権者又は専用実施権者は、相手方に対しその権利を行使することができない。

充足論

• Donkey社の主張

被告製品の貫通孔は、直径3mmと小さく、電子レンジでの加熱による保存容器内の圧力の上昇を抑えるためのもの。保存容器内の水分を排出することを想定して設計されていない。水分の排出に60秒を要した。

→「排出した水分がフラップ部に当たって飛び散ってしまう」という本件発明の課題自体が生じないから、構成要件を充足しない。

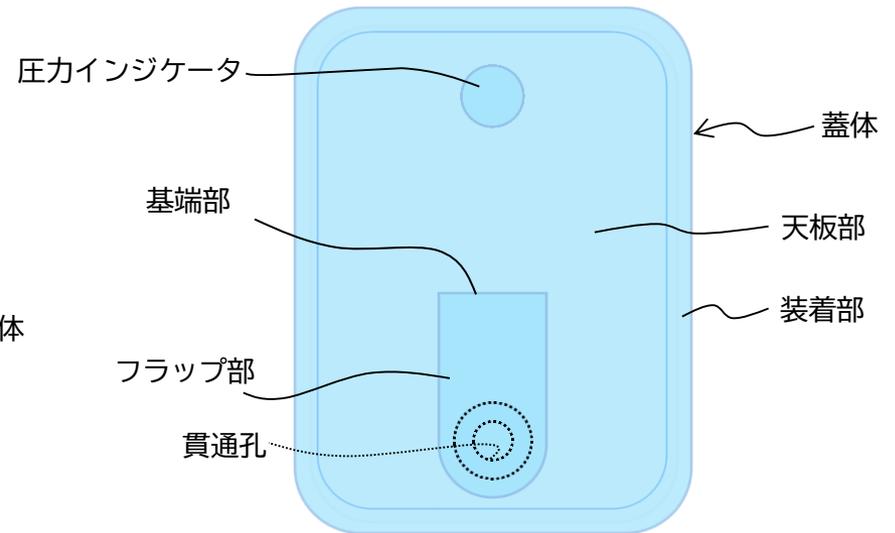
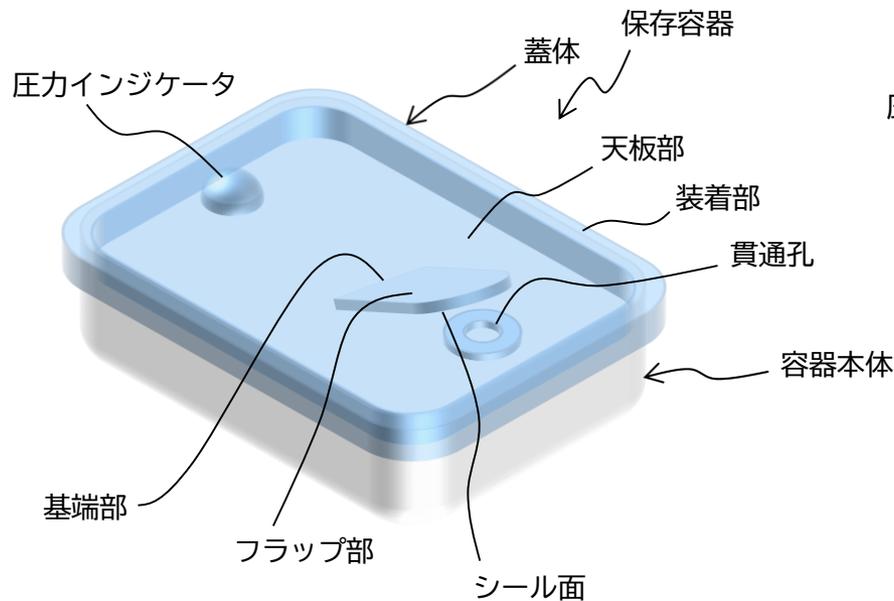
• Pony社の主張

請求項1において貫通孔から水分の排出をすることは要件とされていない。

仮にこれを要件と考えたとしても、被告製品において、蓋をしたままでも一定の排出はするし、蓋の一部を離間させれば、問題なく排出する。

無効論主引用発明

(米国特許出願公開第2006/0077XX号明細書)



相違点 1 (争いなし)

- 本件発明は電子レンジで食材を加熱するために用いられるものであるのに対し、主引用発明は電子レンジで食材を解凍するために用いられるものである点。

相違点2（争いなし）

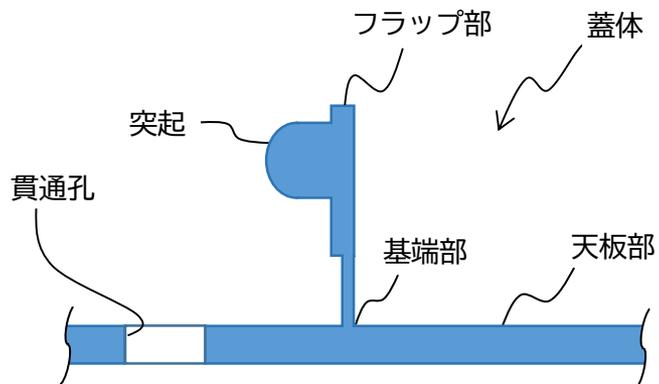
- 本件発明のフラップ部は、貫通孔を閉塞可能な突起を有し、自然状態では突起が貫通孔から離間し、貫通孔の閉塞状態が突起によって維持されるように構成されているのに対し、主引用発明のフラップ部は、天板部の上面における貫通孔の周囲の領域に密着することで貫通孔を閉塞可能なシール面を有し、自然状態ではシール面が天板部の上面における貫通孔の周囲の領域に接触し、保存容器内の圧力が保存容器外の圧力よりも相対的に低い状態においては、差圧によりフラップ部が下方に押し付けられ、シール面が天板部の上面における貫通孔の周囲の領域に密着して貫通孔が閉塞され、一方で、保存容器外の圧力が保存容器内の圧力よりも相対的に低くなると、差圧によりフラップ部が上方へ回動するように弾性変形して、シール面が天板部の上面における貫通孔の周囲の領域から離間して貫通孔が開放されるように構成されている点。

相違点 2 の要約（争いなし）

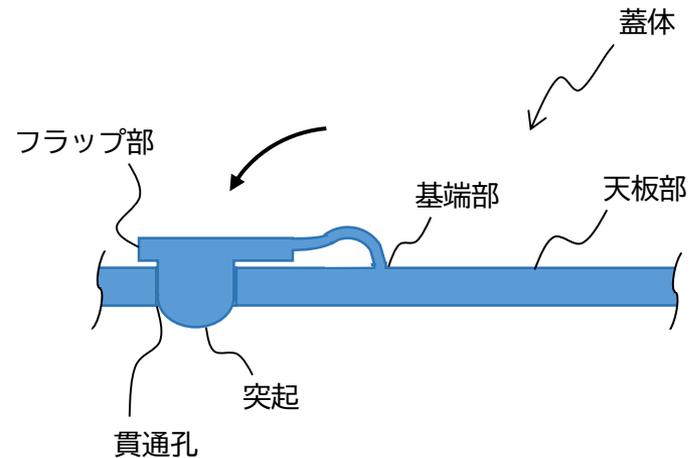
- （要約）本件発明では、フラップにより貫通孔を手で開け閉めし、フラップの有する突起で貫通孔を閉塞するのに対し、主引用発明では、保存容器内の圧力と保存容器外の圧力の差により、貫通孔が閉塞されたり、開放されたりする点

相違点 2 (本件発明)

<開放状態 (自然状態)>

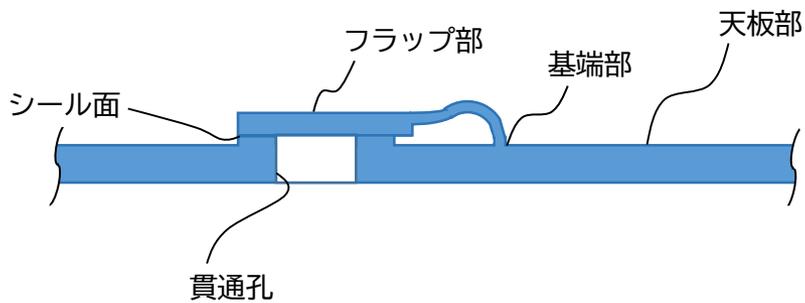


<閉塞状態 (嵌合状態)>

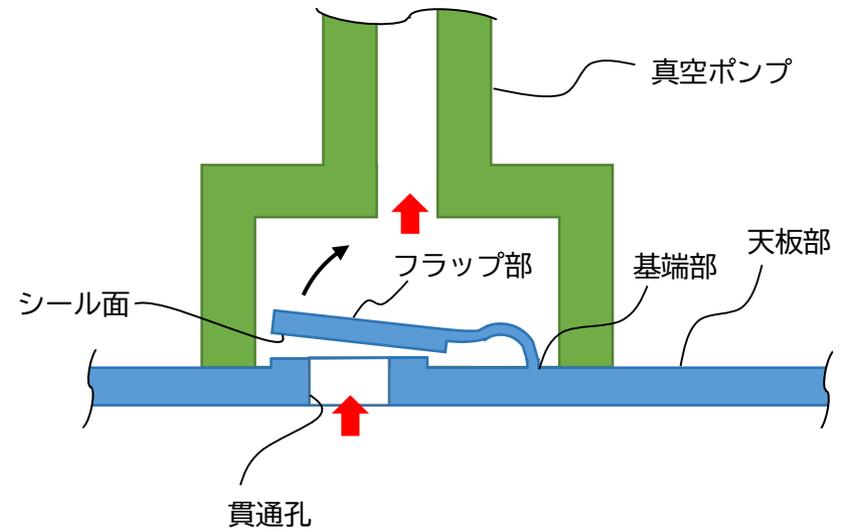


相違点 2 (引用発明)

<閉塞状態 (自然状態)>



<開放状態 (差圧状態)>



無効論における争点

• Donkey社の主張

1 相違点1について

「加熱」は「解凍」の一態様で実質的相違点でない。

2 相違点2について

- ① 貫通孔を塞ぐというフラップの機能は共通。突起の有無等は設計事項。
- ② 貫通孔を閉塞可能な突起を有するフラップ部は周知技術。

• Pony社の主張

1 相違点1について

「耐熱温度が $-40\sim 100^{\circ}\text{C}$ のプラスチック製」の主引用例は「加熱」に適するとはいえない。

2 相違点2について

- ① 主引用発明と本件発明のフラップは機能や作用が全く異なる。
- ② 主引用発明のフラップを本件発明のものに置換することに阻害要因。